**有料老人ホーム事前相談点検表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 業 者  (設置運営会社) | 法 人 名 |  |
| 本社所在地  連絡先 | （〒　　　　　　）  （ＴＥＬ　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 代表者  役職名・氏名 |  |
| 施 設 | 施 設 名 |  |
| 施設所在地 | （〒　　　　　　） |
| 記 入 者 | 氏　名 |  |
| 記入年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |

**有料老人ホーム事前相談点検表の作成について**

１　趣旨

　　この有料老人ホーム事前相談点検表は、老人福祉法、老人福祉法施行規則及び埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針を基に、有料老人ホームの管理運営に当たって遵守すべき事項や参考とすべき事項をまとめたものであり、入居者の安全・安心を確保し、良好なサービスを提供するため、有料老人ホームの設置計画を進めるにあたり事前に点検を行うための資料として作成していただくものです。

２　実施方法

　（１）設置を予定している施設の設置計画に基づき、事前相談点検表の「点検内容」の欄のチェック項目、「確認欄」の「はい・いいえ」に記入してください。

　（２）「はい・いいえ」の他、点検内容が自らの施設には該当しない場合や特殊な事情がある場合などにおいては、適宜その旨を余白に記載してください。

３　参照法令

|  |
| --- |
| ・「法」　　　　　　　老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）  ・「規則」　　　　　　老人福祉法施行規則（昭和38年7月11日厚生省令第28号）  ・「指針」　　　　　　埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針（令和3年7月21日改正）  ・「感染症通知」　　　社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について  　　　　　　　　　　　（平成17年2月22日付老発0222001号） |

４　その他

・**網掛けをしている箇所**は、指針のうち国の標準指導指針（令和3年4月1日付通知、同日施行）と異なる内容となっているものです。

・本点検表は有料老人ホームの開所後に例年自主点検の実施及び点検結果の報告として提出を求めている「有料老人ホーム自主点検表」とは別の様式です。「有料老人ホーム自主点検票」の提出を求められている場合、県ＨＰ（「有料老人ホームの指針・届出等」2.経営状況等報告　https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/korei-seibi/1-yuryo-shiryo.html#y1）に掲載している様式を使用し回答してください。

・事前相談後、本点検表を作成した時点から状況が変わった項目がある場合には、有料老人ホーム設置運営指導指針を確認し、指針に適合した計画となるようにしてください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事前相談日 | 令和　　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日 | | | | |
| 開設予定日 | 令和　　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日 | | | | |
| 入所定員 | 人 | | | | |
| 入居条件 | 介護が必要な入居者の受入　　　　　　　　　　　　　　　　　 可・否  医療的ケアが必要な入居者の受入 　可・否  生活保護受給者の受入　　　　　　 可・否 | | | | |
| 前払金等  ※  １０～１３を  参照 | 敷　金 | 家賃の（　　　　　　　　　　　　　）月分 | | | | |
| 家賃等の前払金 | （最低）（　　　　　　　　　　　　　）円～（最高）（　　　　　　　　　　　　）円 | | | | |
| （初期償却割合）　　　　　　　　　　　％ | | | | |
| 介護費用一時金 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　）円 | | | | |
| 想定居住期間 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　）月　　※記入例：60月 | | | | |
| 保全措置の  有無・方法 | □無  　□有（　□銀行、　□信託会社、　□有料老人ホーム協会、　□保険会社、  □その他　） | | | | |
| その他一時金 | ※名目にかかわらず月額利用料以外の入居時支払額  名目（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  金額（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）円  返還対応　　□有　　□無 | | | | |
| 月額利用料 | 家賃・居室料金 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）円 | | | | |
| 食費 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）円　　※3食×30日の額 | | | | |
| 管理費・共益費 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）円 | | | | |
| 生活サービス費 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）円 | | | | |
| その他 | （　　　　　　　　　　　　　　　　）円　・（内容）（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |
|  | （　　　　　　　　　　　　　　　　）円　・（内容）（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 計 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）円 | | | | |
| 施設提供  サービス | 施設が提供するサービス（介護保険外の自費サービス）で該当するものにチェック  □食事　　　　　　　　　　　　　□居室内清掃　　　　　　　　　□洗濯  □健康管理　　　　　　　　　　□買物等代行　　　　　　　　　□見守り・生活相談  □介　護（介護保険サービスを除く） | | | | | |
| 入居者が利用予定の外部サービス  ※訪問介護、通所介護、訪問看護等で主なもの | 施　設　種　別 | | 施　設　名 | 施設サービスと同一事業者 | 併設 | |
|  | |  | □ | □ | |
|  | |  | □ | □ | |
|  | |  | □ | □ | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 点　検　内　容 | 根拠・参考 | 県確認欄 |
| １  建物の構造 | 建物は耐火建築物又は準耐火建築物ですか。  　□ 1耐火構造  　□ 2準耐火構造  　□ 3耐火構造等でないが木造平屋建てでかつ安全性が確保されており、設置届の際に指針に適合していると認められている。  　□ 4いずれでもない | 指針２（３）、５（２）、５（３）  例外規定  指針６（２）・  （３） | □ |
| 建物の構造  　□ 1 RC造　□ 2鉄骨造　□ 3木造　　・階数（　　 　　）階 |
| 有料老人ホームの施設の延床面積（　　　　　　　　　　　　）㎡ |
| 建築基準法・消防法等の他法令に照らし、有料老人ホームとして運営することに支障がない計画であるかどうか関係機関に確認を行っていますか。  　□　はい　　□　いいえ |
| ２  居室等  ※既存建築物等の特例を受けている場合は４も参照 | １　居室は、個室※であり、1人当たり13.2㎡以上の有効面積（バルコニー及び便所・収納（可動式のものを除く）・洗面設備等（足元のスペースがないもの）を除く内法方法による）ですか。  　　※個室：1人1室であり、界壁で仕切られている。 | 指針５（６）一  指針５（９）一 | □ |
| 居室数（　　　　　　　　　　　　　　）室 |
| □全て1人利用　□夫婦等相部屋あり　□その他相部屋あり |
| 有効面積（　　　　　　　　㎡～　　　　　　　㎡） |
| ２　次の設備は適当な規模及び数を設けていますか。  　□　浴室（入居者の状態に応じて使用に適した設備）  　□　洗面設備  　□　便所（居室内か、各階ごとに居室に近接していること。緊急通報装置を備えること。） | 指針５（７）  指針５（９）  三・四 | □ |
| ３　サービス内容に応じ、次の共同利用の設備を設けていますか。  　□　食堂  　□　医務室（診療所の構造設備の基準による）又は健康管理室  　□　看護・介護職員室  　□　機能訓練室（専用室を確保する場合に限らず、機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合を含む。）  　□　談話室又は応接室  　□　洗濯室  　□　汚物処理室  　□　健康・生きがい施設（スポーツ、レクリエーション等のための施設、図書室その他の施設）  　□　ナースコール等通報装置  　□　エレベーター（2階建以上の場合）  　□　事務室、宿直室その他の運営上必要な設備 | 指針５（８）  指針５（９）二 | □ |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | 点　検　内　容 | | | | 根拠・参考 | 県確認欄 |
| ３  廊下幅  ※既存建築物等の特例を受けている場合は６も参照 | | 手すり幅等を除いた有効幅が次の基準を満たしていますか。  　□壁芯面積18㎡以上の場合  　　 片廊下1.4ｍ以上かつ中廊下1.8ｍ以上である。  　□上記以外の場合  　　 片廊下1.8ｍ以上かつ中廊下2.7ｍ以上である。 | | | | 指針５（９）五 | □ |
| 現状の廊下幅（　　　　　　　　　　　ｍ～　　　　　　　　　ｍ） | | | |
| ４  建物の建築年度（既存建物の活用の場合） | | 既存建物の活用の場合、建物は新耐震基準を満たしていますか。  　□はい　　　　　　　□いいえ  建物の建築年度（　　　　　　　　　　　　　　年度）  　　過去に耐震改修等を行っている場合、その時期と内容  　　（時期：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　　（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | 建築基準法 | □ |
| ５  土地建物の  権利 | | １　根抵当権もしくは有料老人ホームと関係ない抵当権がありますか。  　□はい　　　　　　　□いいえ | | | | 指針４（２） | □ |
| ２　建物の賃貸借契約期間が20年以上ですか。  　□20年以上　　　□20年未満 | | | | 指針４（３）二のロ |
| ６  既存建築物  等の特例 | | 既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム又は定員９人以下の有料老人ホームについて、指針５（９）の居室及び廊下幅等の基準を満たすことが困難であり、既存建築物等の特例を適用する場合は、次のいずれかの基準を満たしていますか。  　□アに該当　　□イに該当　　□非該当　□特例適用外 | | | | 指針６（１）  ※  旧高専賃の適用除外  ６（３） | □ |
| ア | ①すべての居室が個室であること。  ②居室・廊下幅等の基準不適合について、重要事項説明書又は管理規程に記入していること。  ③基準適合と同等の効果があると認められる代替措置を講じている（例：入居者の廊下の移動を職員が介助するなど）か、もしくは、将来の改善計画を策定し入居者に説明していること。 | | |
| イ | ①居室・廊下幅等の基準不適合について、重要事項説明書又は管理規程に記入していること。  ②次の1から3に全て適合しており、外部事業者によるサービスの受入や地域との交流活動の実施などにより、事業運営の透明性が確保され、かつ、入居者に対するサービスが適切に行われているなど、適切な運営体制が確保されていること。  1外部事業者によるサービスの受入れについて、指針２(５)及び８(１０)の遵守を入居契約書・重要事項説明書に記入している。  2　地域との交流活動の実施などによる事業運営の透明性の確保について、指針８(１１)の規定による運営懇談会を年１回以上必ず開催するものとして、重要事項説明書・管理規程に記載している。  3　その他入居者に対するサービスが適切に行われていることについて、指針７（職員の配置、研修及び衛生管理等）、８（有料老人ホーム事業の運営）及び９（サービス等）の規定に全て適合している。 | | |
|  |  | | | | |  |  |
| 項　目 | 点　検　内　容 | | | | | 根拠・参考 | 県確認欄 |
| ７  消防設備 | ①スプリンクラー設備の有無 | | | □有　　　　□無 | | 消防法 | □ |
| ②火災通報装置の有無 | | | □有　　　　□無 | |
| ③自動火火災報知設備の有無 | | | □有　　　　□無 | |
| ④消火器の配置 | | | 台数：　　　　　　　　台 | |
| ⑤カーテン等の防炎物品の使用 | | | □有　　　　□無 | |
| ⑥通路の誘導灯の有無 | | | □有　　　　□無 | |
| ⑦避難経路の表示の有無 | | | □有　　　　□無 | |
| ⑧消防設備点検（直近） | | | 平成　・　令和　　年　　月 | |
| ⑨消防署の立入検査・指導等 | | | □有　　　　□無 | |
| ⑩消防署指導事項 | | | □有　　　　□無 | |
| ※消防法の基準については、各自、法令又は消防関係機関等が発行した資料により確認願います。  ・平成27年4月施行の基準は、既存施設は平成30年3月まで猶予。  ・要介護3以上が定員の半数以上で建物収容人員10人以上  　→全ての施設でスプリンクラー等①～③の設備が必要（100㎡未満で内装不燃化等の構造を有しているものを除く） | | | | |
| ８  非常災害時等、緊急時の対応 | １　消防計画を作成していますか。 | | | | □はい  □いいえ | 消防法 | □ |
| ２　非常災害時の避難、救出、関係機関への通報等に関す  　る具体的計画を立てていますか。 | | | | □はい  □いいえ |  |  |
| ３　事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう避難訓練等を定期的に行う計画になっていますか。 | | | | □はい  □いいえ |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 点　検　内　容 | 根拠・参考 | 県確認欄 |
| ９  権利金等の  受領禁止 | 家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領しない計画となっていますか。  　□はい　　　　　　　　　　　□いいえ | 法第29条第８項 | □ |
| １０  前払金の  算定基礎 | 敷金（６月分を限度）を除く家賃等の費用※の全部・一部を前払金として受領する場合、前払金の算定基礎を書面で明示する計画となっていますか。  　　※ 家賃、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他名称を問わず、家賃・施設の利用料・介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として収受する全ての費用）  　□はい　　　　　　　　　　　□いいえ　　　　　　　□非該当 | 法第29条第９項  規則第20条の9  規則第20条の10  指針11(2)二 | □ |
| １１  前払金の  保全措置 | 前払金の返還に備えて銀行等の債務保証による必要な保全措置を講じていますか。（平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならない。）  ※　債務保証は、銀行の他、信託会社、有料協など  　□はい　　　　　　　　　　　□いいえ　　　　　　　□非該当 |
| １２  前払金の  返還 | 入居契約等は、入居日から一定期間内※に入居契約等の解除、死亡終了した場合に、前払金から一定金額※を控除した額を返還する旨の契約となっていますか。  ※一定期間内・・・  　　①入居後3月までの間の契約解除・終了の場合は3月  　　②入居後想定居住期間までの間の契約解除・終了の場合は想定居住期間  ※一定金額・・・  　　①3月までの契約解除・終了は、家賃等月額を30で割った額に、入居日から契約解除・終了日までの日数をかけた額。  　　②想定居住期間内の契約解除・終了は、一時金の額から、契約解除・終了日以降の残りの期間について日割り計算した家賃等の金額を引いた額。  　□はい　　　　　　　　　　　□いいえ　　　　　　　□非該当 | 法第29条第10項  規則第21条  指針11(2)五 | □ |

| 項　目 | 点　検　内　容 | 根拠・参考 | 県確認欄 |
| --- | --- | --- | --- |
| １３  職員の配置 | １　入居者の数及び**提供するサービス内容に応じ**、次の職員を配置する計画となっていますか。  　□　イ 管理者    　□　ロ 生活相談員（サ高住は状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員）  　□　ハ 栄養士（献立作成を委託している場合を除く）  　□　ニ 調理員（食事提供を委託している場合を除く） | 指針７（１）一 | □ |
| ２　介護サービスを提供する有料老人ホームの場合は、上記の他、**提供する介護サービスの内容に応じ、**次のとおりとなっていますか。  　（介護付有料は別途、指定基準による）  □　イ　直接処遇職員（介護・看護職員）の体制が、介護サービスの安定的な提供に支障がない体制とする。  □　ロ　介護サービスを提供している場合は、入居者ごとに提供する指定訪問介護等の介護保険サービスに従事する者のほかに、上記１の管理者等と兼務していない直接処遇職員を、夜間及び深夜を含む常時、１人又は必要数を確保し、勤務表に明記する。  □　ハ 看護職員（看護師・准看護師）を置く場合は、入居者の健康管理に必要な数を配置する。  □　ニ 機能訓練指導員を置く場合は、必要な機能訓練を行う能力を有する者を配置する。    □　ホ 管理者等の介護サービスの責任者は、高齢者の介護について知識、経験を有する者を配置する。 | 指針７（１）二 | □ |
| ３　有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行う計画となっていますか。  　□はい　　　　　　　□いいえ | 指針９（３） | □ |
| ４　入居者の実態に即し、もしくは夜間及び深夜に提供するサービスの内容に応じて、緊急時又は夜間及び深夜のサービスに対応できる数の職員の配置、もしくは連絡体制を整備する計画となっていますか。  □ 夜間及び深夜に職員を配置する  　　夜勤職員（　　　　　　　）人、宿直者（　　　　　　　）人  □　夜間・深夜の連絡体制を整備する | 指針７（１）三 | □ |
| １４  職員の研修 | 職員に定期的な研修を実施する計画となっていますか。  □はい　　　　　　　□いいえ  生活相談員、直接処遇職員に、高齢者の心身の特性、サービス内容、介護の知識・技術、作業手順等の研修を実施する計画となっていますか。  □はい　　　　　　　□いいえ | 指針７（２）一 | □ |
| 介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、初任者研修、実務者研修等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる計画となっていますか。 ※令和6年3月末まで経過措置あり  □はい　　　　　　　□いいえ | 指針７（２）二 | □ |
| １５  職員の衛生管理等 | 職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行う計画となっていますか。  □はい　　　　　　　□いいえ | 指針７（３）一 | □ |
| １６  ハラスメント対策 | 職場におけるハラスメント対策の方針、方法、体制等を定めた計画となっていますか。  □はい　　　　　　　□いいえ | 指針７（３）二 | □ |
| １７  虐待防止取り組み | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、虐待防止対策の方針、方法、体制等を定めた計画となっていますか。  □はい　　　　　　　□いいえ | 指針９（４）  高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 | □ |
| １８  名簿・帳簿の整備 | 緊急時において迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した名簿を整備すること。また、利用料等の受領状況・提供したサービスの内容・身体的拘束の状況その他指針８（３）に記載の事項について帳簿を作成し管理する体制とすること。  　□はい | 指針８（２）、（３） | □ |
| １９  業務継続計画の策定等 | 業務継続計画の策定について、次の事項を実施する計画になっていますか。  ※令和6年3月末まで経過措置あり  □　イ　感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。  参照：「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」    □　ロ　職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 指針８（５） | □ |
| ２０  衛生管理等 | 感染症や発生やまん延防止のための対策を講じるため、指針に定める各項目（感染症対策を検討する委員会の開催や指針の整備、研修、危機管理マニュアルの整備等）について実施する計画となっていますか。  □はい　　　　　□いいえ | 指針８（７）  感染症通知 | □ |
| ２１  医療機関との連携 | １　入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めていますか。  　　また、歯科医療機関とは同様の取り決めに努めていますか。  □はい　　　　　□いいえ | 指針  ８（９）イ～ハ | □ |
| ２　入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保する計画となっていますか。  □はい　　　　　□いいえ | 指針８（９）ニ | □ |
| ２２  介護サービス事業所との関係 | 次の事項を遵守する計画となっていますか。  ①　近隣の介護サービス事業所を入居者に情報提供すること。  ②　特定の事業者のサービス提供に限定又は誘導しないこと。  　③　入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。  □はい　　　　　□いいえ | 指針８（10）  指針２（５） | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 点　検　内　容 | 根拠・参考 | 県確認欄 |
| ２３  運営懇談会の設置 | 運営懇談会を設置する計画となっていますか。（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）  □はい　　　　　□いいえ | 指針８（11） | □ |
| ２４  食事 | １　食事サービスを、次の点を遵守して提供する計画となっていますか。  □　高齢者に適した食事を提供すること。  □　栄養士による献立表を作成すること。  □　入居者の希望に応じて、居室での提供等配慮すること。  　※食事の提供方法で概ね当てはまるものにチェックしてください。  　　　□　全て（御飯・汁物・おかず）を施設内で調理  　　　□　御飯等は施設内で調理。おかず等は外部から納品し、加温や  　　　　配膳を職員が行う。  　　　□　弁当等の完成品を納品し、職員は配膳するのみ。 | 指針９（１）一 | □ |
| 委託・納品業者の名称 |
| ２　施設内で調理を行っている場合、（必要な場合に）所轄の保健所に給食施設の届出を行う予定であるか、または保健所の指導を受ける計画になっていますか。  □はい　　　　□いいえ |
| ２５  生活相談・助言等 | １　入居時には、入居者の心身の健康状況等について調査をする計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ | 指針９（１）二 | □ |
| ２　入居者の各種相談に応じ、適切な助言等を行う計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 点　検　内　容 | 根拠・参考 | 県確認欄 |
| ２６  健康管理と治療への協力 | １　入居時及び定期的に健康診断（歯科を含む）の機会を設けるなど、入居者の希望により健康診断が受けられる計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ | 指針９（１）三 | □ |
| ２　健康診断の記録を（入居者の希望に応じて）保管する計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ |
| ３　その他、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じる計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ |
| ４　入居者が一時的疾病等のため日常生活に支障がある場合には介助等日常生活の世話を行う計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ |
| ５　医療機関での治療が必要な場合には適切な治療が受けられるよう医療機関への連絡、紹介、受診手続、通院介助等の協力を行う計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ |
| ２７  安否確認又は状況把握 | １　入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日１回以上、安否確認等を実施する計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ | 指針９（１）五 | □ |
| ２　入居者の安否確認又は状況把握については、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保に十分に考慮し、その方法等については、入居者の意向確認、意見交換等を行い、それを尊重する計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ |
| ２８  機能訓練 | 介護サービスを提供する有料老人ホームは、要介護者等の生活の自立の支援を図る観点から、その身体的、精神的条件に応じた機能訓練等を実施する計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ | 指針９（１）六 | □ |
| ２９  レクリエーション | 入居者の要望を考慮し、運動、娯楽等のレクリエーションを実施する計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ | 指針９（１）七 | □ |
| ３０  金銭等管理 | １　入居者の金銭、預金等の管理は入居者自身が行うことを原則とし、やむを得ない場合に行うこととしますか。  （やむを得ない場合）  　①　入居者本人が特に設置者に依頼した場合  　②　入居者本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であって、身元引受人等の承諾を得たとき  □はい　　　　□いいえ | 指針９（１）九 | □ |
| ２　金銭等管理の依頼又は承諾を書面で確認する計画としていますか。  □はい　　　　□いいえ | 指針９（１）九 | □ |
| ３１  家族との交流・外出の機会の確保 | １　常に入居者の家族との連携を図り、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ | 指針９（１）十 | □ |
| ２　入居者の外出の機会を確保するよう努める計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ |
| ３２  身体的拘束等 | 入居者の身体的拘束等については、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（身体的拘束）を行わないことを前提とし、指針に定める各項目（緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の記録、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催や指針の整備、研修の実施等）について実施する計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ | 指針９（５）～９（７） | □ |
| ３３  重要事項の説明等 | １　法令に基づく情報の開示において、指針の別紙様式を参照し、重要事項説明書を作成していますか。    □はい　　　　□いいえ | 指針１２（４）一  法29条７項  規則20条5第16号 | □ |
| ２　重要事項説明書は、契約内容の他、入居希望者が次の事項を理解できる内容となっていますか。  　□　設置者の概要  　□　有料老人ホームの類型又はサ高住登録を受けている旨  　□　介護保険サービス（外部サービスを含む）の種類  　□　入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない 　　　 旨  　□　指針に基づく指導事項がある場合はその旨 | 指針１２（４）三～四 | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 点　検　内　容 | 根拠・参考 | 県確認欄 |
| ３４  契約内容 | １　入居契約書もしくは管理規程等において次の事項を明確に記載していますか（事前協議時までに確認すること）。  　①　有料老人ホームの類型又はサ高住登録の旨  　②　利用料等の費用負担の額  　③　提供サービス等の内容  　④　入居開始可能日  　⑤　身元引受人の権利・義務  　⑥　契約当事者の追加  　⑦　契約解除の要件及びその場合の対応  　⑧　前払金の返還金の有無、算定方式、支払時期  ⑨　介護サービスを提供する場合は、介護サービスを提供する場　所、サービスの内容、頻度及び費用負担等  ⑩　利用料等の改定のルール。なお、利用料等の改定に当たっては、その根拠を入居者に明確にすること。  ⑪　設置者の契約解除の条件が入居者の権利を不当に狭めるものとなっていないこと。  ⑫　入居者、設置者双方の契約解除条項  ⑬　要介護状態になった入居者を一時介護室において処遇する場合には、医師の意見を聴いて行うものとし、その際本人の意思を確認し、身元引受人等の意見を聴くこと  ⑭　一定の要介護状態になった入居者が一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える契約の場合、契約の解除又は変更の手続  ⑮入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定  □はい　　　　□いいえ | 指針１２（２）  ※⑮については民法第４６５条の２ | □ |
| ２　入居契約書の作成においては、消費者契約法第二節（消費者契約の条項の無効）の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、十分に留意すること。  　□はい |
| ３５  苦情解決の方法 | １　入居者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るため、苦情処理体制を整備する計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ | 指針１２（７） | □ |
| ３６  事故発生の防止の対応 | １　事故の発生防止対策や事故発生時の対応について定めた指針、体制、研修等を整備する計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ | 指針１２（８） | □ |
| ３７  事故発生時の対応 | １　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うことができる計画となっていますか。  □はい　　　　□いいえ | 指針１２（９） |  |